

第2章 景観計画区域

*法第8条第2項第1号関係

1. 景観計画区域の考え方

本市には市域全体にわたって緑豊かな青垣や田園が広がり、由緒ある歴史資源に溢れ、良好な景観が数多く残されています。今後も青垣と田園が織りなす風景や、古くからの歴史的景観を大切に保全し、未来へ継承するとともに、市街地等の新たな景観と良好に融合させていくため、県が定めている景観計画区域を踏襲し、市域全体を「景観計画区域」とします。

